阿部　昭吾　池田　泰臣　大坂　洋一
佐藤　英司　多胡重太郎　服部　和臣
唯是　昭

従六位に叙する（各通）
足立　正富　澤瀬　三郎　宮瀧健太郎

正七位に叙する（各通）
青木　茂良　中間　傳

従七位に叙する（各通）（以上十一月十三日）
嘉納　専英　高橋　恭
田村　泱　坪内　信正

従五位に叙する（各通）
伊藤　紘一　今西　三義
高木　勇　高橋久二男
正八位　武正　松次
千代　清彦　長友　藏　本橋　喬

正六位に叙する（各通）
石川　愼吾　石丸　五男　大塚　幸雄
（警視正）　河西　昇　陣内　一博
小西　照彦　齋藤　悦郎　光森　信貴
高橋　正晴　長谷　俊行　長谷川大二
村田　壽夫　吉武祐一郎　吉田　孝夫

従六位に叙する（各通）
君塚菊五郎　中村　醇介　西島　正義

正七位に叙する（各通）
高橋　清春

従七位に叙する（以上十一月十四日）
家垣　岩雄　大平　靜美　戸田　久市

従五位に叙する（各通）
大嶋　重信　大坪　秀二　大森　正之
大和田健一　河合　三郎　鮫島　晃
飛田　利　豊福　彦之　長谷川大二
平野　一郎　船越　克哉　三浦　重信
山田　弘道

正六位に叙する（各通）
足立　昭次　足立　省吾　市川　登一
入江　正和　佐久間正明　清水　光夫
谷口　尚男　新村　富寿　濱崎　勉
松本　潔　山崎　恒

従六位に叙する（各通）
嶋津　一　田代　秀子

正七位に叙する（各通）
飯塚　一郎　梅原九州男　興野　高明

従七位に叙する（各通）（以上十一月十五日）
（山口市議会議員）　須子藤吉朗

従五位に叙する
岡田　守雄　酒井　勝　中田　行雄

正六位に叙する（各通）
大澤　公　笠原　均
村上　正典　山口　武

従六位に叙する（各通）
小比賀　健　齋藤　照明
田邊　正之　中嶋　寛
（横浜市消防司令）　長島　武司

正七位に叙する（各通）
（和歌山県警部）　竹原　忠広

従七位に叙する（以上十一月十六日）
上野　勝久　大友　高弘　大橋　洋一
栴　安雄　清島　徹　三好金七郎

従六位に叙する（各通）
黒目　幸夫　下地　盛雄　藤　虎秋

正七位に叙する（各通）
森田　優善

従七位に叙する（以上十一月十七日）
従七位　礒西　敏夫

従四位に叙する
宇賀神　實　桑原　昭繁

従六位に叙する（各通）
松浦　清

従七位に叙する（以上十一月十八日）
○叙勲
岡田　潔隆　松本　幹彦

旭日単光章を授ける（各通）（十一月十三日）
伊吹　葆　佐藤　清志

旭日単光章を授ける（十一月十四日）
豊福　彦之

旭日双光章を授ける
木下　良一　相模　章　益田　博吉

旭日単光章を授ける（各通）（以上十一月十五日）
（山口市議会議員）　須子藤吉朗

旭日小綬章を授ける
金原　克成　平岡　弘一

旭日単光章を授ける（各通）（以上十一月十六日）
上田　晃　内田　善治　佐藤　清志
高山　正一　山口喜久治　山田　實

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十二日）
植田　敏雄　石原　康志　舘崎　春夫
月森　清之　三田　道雄

瑞宝小綬章を授ける
足立　正富　阿部　昭吾　梅木　利弘
梶野賀一郎　窪　光雄　佐藤　英司

瑞宝双光章を授ける（各通）
山内　茂雄

瑞宝単光章を授ける（各通）（以上十一月十三日）
青木　茂良　板谷　豊　澤瀬　三郎
中嶋　常二　宮田　昭一　宮瀧健太郎
陣内　一博

瑞宝小綬章を授ける
石川　愼吾　伊藤　紘一　大塚　幸雄
（警視正）　河西　昇
齋藤　悦郎　佐藤　晃　高橋　正晴
高橋　恭　田村　泱　千代　清彦
長谷　俊行　吉由　孝夫

瑞宝双光章を授ける（各通）
高橋　實雄

瑞宝単光章を授ける（以上十一月十四日）
大坪　秀二　三浦　重信

瑞宝小綬章を授ける（各通）
梅原九州男　大和田健一
鮫島　晃　谷口　尚男
飛田　利　新村　富寿
松本　潔　船越　克哉
山崎　恒　山田　弘道

瑞宝双光章を授ける（各通）
佐久間正明

瑞宝単光章を授ける（以上十一月十五日）
松崎　市郎

瑞宝小綬章を授ける
岡田　守雄　笠原　均　山口　武

瑞宝双光章を授ける（各通）
長島　武司
（横浜市消防司令）

瑞宝単光章を授ける（以上十一月十六日）
上野　勝久

瑞宝双光章を授ける
森田　優善

瑞宝単光章を授ける（以上十一月十七日）

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、十二月十八日カタール国の国祭日につき、同月十七日同国首長殿下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成27年12月21日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

道路の種類	路線名	区間
一般国道	45号	仙台市宮城野区日の出町一丁目1番25から同市宮城野区日の出町一丁目5番32までの下り線

労働

船員の特定最低賃金の改正に係る地方交通審議会の意見に関する公示

近畿運輸局最低賃金公示第2号

近畿地方交通審議会から近畿内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成9年近畿運輸局最低賃金公示第1号）、近畿海上旅客運送業最低賃金（平成9年近畿運輸局最低賃金公示第2号）及び近畿漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年近畿運輸局最低賃金公示第1号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第4項の規定により準用する同法第11条第1項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第7条第1項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に近畿運輸局海事振興部船員労政課「郵便番号540－8558大阪府大阪市中央区大手前四丁目1番76号」あて提出されたい。

平成27年12月21日

近畿運輸局長　天谷　直昭